

診療報酬における「細胞診検査」「病理組織検査」の 実施料および検査の取り扱いに関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和8年6月1日より施行されました診療報酬におきまして、「細胞診検査」「病理組織検査」の実施料および検査の取り扱いに関し、ご案内申し上げます。

何卒、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 「細胞診検査」実施料(抜粋)

点数区分	検査項目名	実施料	備考
N004 細胞診(1部位につき)			
1	婦人科材料等によるもの	150	
2	穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190	※1
注1	1 について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、45点を所定点数に加算する。		
注2	2 について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。		
注3	2 について、特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。		新設 ※2

※1. 「2」の「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等」とは、喀痰細胞診、気管支洗浄細胞診、体腔液細胞診、体腔洗浄細胞診、体腔臓器擦過細胞診及び髄液細胞診等を指す。

※2. 「注3」の特殊染色加算は、1部位につき、それぞれ所定点数を加算する。

■ 細胞診検査 N004 注3『特殊染色加算(50点)』における検査の取り扱い

- ご依頼内容または検査上必要に応じて、特殊染色を実施いたします。
(検査のご依頼方法および依頼書のご記入方法に、変更はございません。)
- 特殊染色を実施した際、別紙“特殊染色 請求のお知らせ”を発行いたします。
- 上記の内容で特殊染色を実施した際、令和8年8月1日実施分より染色費用を別途ご請求させていただきます。

■ 「病理組織検査」実施料(抜粋)

点数区分	検査項目名	実施料	備考
N000 病理組織標本作製			
1	組織切片によるもの(1臓器につき)	860	
2	セルブロック法によるもの(1部位につき)	860	
注	特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1臓器又は1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。		新設 ※3
N001 電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき)		2000	
N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製			
1	エストロゲンレセプター	720	
2	プロゲステロンレセプター	690	
3	HER2 タンパク	690	
4	EGFR タンパク	690	
5	CCR4 タンパク	10000	
6	ALK 融合タンパク	2700	
7	CD30	400	
8	p16 タンパク	720	
9	その他(1臓器につき)	400	
注1	1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。		
注2	9について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1200点を所定点数に加算する。		

※3. 「注」の特殊染色加算は、「1」の「組織切片によるもの」の場合は1臓器、「2」の「セルブロック法によるもの」の場合は1部位につき、それぞれ所定点数を加算する。

■ 病理組織検査 N000 注『特殊染色加算(50点)』における検査の取り扱い

- ご依頼の症例にて病理診断医より特殊染色項目の指示がある際、染色および追加診断を実施いたします。(検査のご依頼方法および依頼書のご記入方法に、変更はございません。)
- 特殊染色を実施した際、別紙“特殊・免疫染色 請求のお知らせ”を発行いたします。
- 上記の内容で特殊染色を実施した際、現在と同様に染色費用を別途ご請求させていただきます。

以上